高浜町創業促進支援事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、大きな成長が見込まれ、高浜町の賑わい・経済活性化に寄与すると認められる事業をする者で、特に女性や若者/シニアの町内での起業や後継者の新分野への挑戦として、店舗の増設等について支援することで、誰もが気軽に来店できる店舗が増えることにより地域に活力を与え、町内の需要や雇用を創出することを目的とし、新たに創業を行う者(店舗増設を含む)及び第二創業を行う者に対して、その創業等に要する経費の一部について予算の範囲内において、創業促進支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、高浜町補助金等交付規則(平成15年6月規則第6号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付対象者)

- 第2条 補助金の交付対象者(以下「補助対象者」という。)は、別表1で定める者であって、 次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 町税等の滞納がない者
 - (2) 町内に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する住民基本台帳に 登録されている者で、申請日において18歳以上の個人事業主、又は、町内に主たる事 業所等を有し、若しくは設置しようとしている法人(以下「事業主等」という。)
 - (3) 許認可等を必要とする業種の起業にあっては、すでに当該許認可等を受けている者
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第121号)第2 条に規定する風俗営業に該当しない事業及び公序良俗に反しない事業を営む予定である者
 - (5) 高浜町商工会に加入する者、若しくは加入している者
 - (6)申請日より過去3年以内に高浜町商工会の主催する高浜町創業支援等事業計画で定める 特定創業支援等を受けた者
- 2 同一の事業主等への補助金の交付は、それぞれ1回限りとする。別表1区分1で交付を受けた者は、交付されてから3年間は別表1区分2の交付は受けられない。
- 3 前項に定めるもののほか、町長が特に認めた者は、補助対象者とすることができる。

(補助対象経費)

- 第3条 補助金交付の対象となる経費は、店舗開設工事費、事業実施に必要な機械装置(汎用性のあるものを除く)、広告宣伝費及びその他町長が必要と認めるものとする。
- 2 国・県、他の団体等からの補助(以下「他の補助」という。)を受ける場合にあっては、 他の補助の対象となる経費については本事業の補助対象から除く。

(交付の申請)

第4条 規則第3条に定める補助金等の交付を受けようとする者は、高浜町創業促進支援事業

補助金交付申請書(様式第1号)に次に揚げる書類を添えて、別に指定する日までに町長 に提出しなければならない。

- (1)納稅証明書
- (2)住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の住民票の写し(本籍及び筆頭者の記載について は省略することができる。)(法人の場合は代表者のもの)
- (3) 登記事項証明書の写し(法人で既に登記を済ませている場合に限る)
- (4) 個人事業の開廃業等届出書(個人事業の場合に限る)
- (5) 営業許可書の写し(許認可を必要とする業種の場合に限る)
- (6) 履歴書(法人の場合は代表者のもの)
- (7) 事業計画書
- (8) 収支予算書
- (9) 経費配分書
- (10) 経費の見積書、店舗図面、設備図面、パンフレット、営業計画書等
- (11) 商工会の実施する特定創業支援等事業を受講したことが確認できる書類
- (12) その他町長が必要と認める書類

(審査及び補助金額の決定)

- 第5条 町長は、前条の交付申請を審査するため支援事業審査会(以下「審査会」という。) を設置し、その意見を聞いて交付の可否及び補助金額を決定するものとする。
- 2 審査については、別表2に定める採点基準により、審査員全員が満点の3分の2以上の評価点で採択とする。
- 3 補助金の額は、当該年度の予算に定める額の範囲内とし、補助対象と認められる経費(税 抜金額)の以下のとおりとする。限度額については200万円とする。
- (1) 女性または35歳未満、又は60歳以上の者 3分の2以内であって基準限度額を150万円とする。
- (2) (1)以外の者及び第二創業をする者 2分の1以内であって基準限度額を100万円とする。
- (3) U・I ターン(1年未満に限る。)の者は、上記補助額に20万円を加算する。
- (4) 飲食店の新規開業をする者は、上記補助額に30万円を加算する。
- 4 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 5 審査会については、町長が別に定める。

(交付の決定)

第6条 町長は、補助対象者を決定した場合は規則第9条の定めにより補助金等交付決定通知 書をもって、速やかに結果を通知しなければならない。

(交付の条件)

- 第7条 規則第8条第1項に定める補助金等の交付に係る町長が別に定める条件は、次のとおりとする。
- (1)規則第14条に定める補助事業等の実績、決算その他補助事業等の成果を記載した報告書(以下「実績報告書」という。)を提出する時点において、補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)の決算認定その他の確定手続が完了していない場合は、その完了後、速やかにその内容を証する書類を町長に提出すること。
- (2)申請時点で起業していない補助事業者は、実績報告書を提出する時点において、起業したことを証する資料を町長に提出すること。
- (3) その他町長が必要と認める条件

(変更の申請)

第8条 補助事業者は補助事業内容の変更しようとする場合は、規則第8条第2項の定めにより補助事業等変更承認申請書(様式第2号)を提出しなければならない。

(実績報告)

- 第9条 補助事業等が完了したときは、規則第14条の定めにより補助事業等実績報告書(様式第3号)を提出しなければならない。
- 2 補助事業等実績報告書に添付する書類は、事業報告書、収支決算書、補助金支出表、事業に係る経費の支払いを証明する書類(領収書等)の写し、店舗等の賃貸借契約書の写し、申請時に未開業の者については、開業したことを証明する書類(開業届等)の写し、その他町長が必要と認める書類とする。
- 3 補助事業者は、事業の完了後30日以内(交付決定時に、既に事業完了後30日を経過している場合は、交付決定後30日以内)に、実績報告書を提出しなければならない。

(額の確定)

第10条 交付すべき補助金等の額の確定の通知は、規則第15条第1項に定める補助金等確 定通知書によるものとする。

(交付の請求)

- 第11条 補助金の交付に係る請求書は、規則第17条に定める補助金等交付請求書とする。
- 2 補助事業者は、前条による額の確定の後、補助金等交付請求書を提出するものとする。

(補助金の交付)

第12条 町長は、前条の規定による請求があったときは、当該補助事業者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

- 第13条 町長は補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の全部 または一部を取り消すことができる。
 - (1) 本交付要綱に基づく条件、交付決定の内容、これに付した条件に違反した場合および補助事業者が補助金を他の用途へ使用した場合
- (2) 町長の承認を受けずに、当該補助事業を中止(廃止)した場合
- (3) 当該補助事業を遂行する見込みがないと判断した場合。
- 2 前項の規定は補助金の額の確定後においても適用されるものとする。

(補助金の返還)

- 第14条 町長は、前条の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合には、当該補助事業の取消しに係る部分に関し、その額の返還を、期日を定めて命ずることができる。
- 2 補助金返還を求められた補助事業者は、町長が定める期日までに返還しなければならない。

(財産の管理及び処分)

- 第15条 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増した財産(以下「財産」という。) を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従って適正に使用しなければならない。
- 2 補助事業者は、財産について、財産管理台帳を備え、その保管状況を明らかにしておかなければならない。また、財産について、補助事業により取得したことがわかるよう、ラベル等の標識により「高浜町創業促進支援事業」と見やすい箇所に表示しなければならない。
- 3 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号) に定める耐用年数の期間内においては、補助金の交付の目的に反して財産を使用し、譲渡し、 交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の全部又は一部を返納し た場合はこの限りでない。

(重複交付の禁止)

第16条 この補助金は、他の条例、規則等により助成対象となった事業については、重複して交付しない。

(事業成果の報告)

- 第17条 補助事業者は、補助金交付以降3か年の事業状況について、1年ごとに商工会のフォローアップ面談を受け、各年の事業等の状況報告を当該決算終了の日から2月以内に事業状況報告を行わなければならない。
- 2 事業状況報告については、高浜町創業促進支援事業補助金事業状況報告書(様式第4号) に次の税務申告書写しを添付し、商工会を経由して町長に提出するものとする。
- (1) 個人事業主の場合は、確定申告書類第一表の控え(1枚)+所得税青色申告決算書の控

え(2枚)、

- (2) 法人の場合は、確定申告書類第一表の控え(1枚)+法人事業概況説明書の控え(2枚(両面))
- 3 町長は、補助事業者に対し、補助金交付事業の適正かつ円滑な運営を図る他、活用事例を 作成及び広報する際に、必要に応じて報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

(廃業等する場合の措置)

第18条 補助事業者は、補助事業の完了した日から3年未満で廃業又は休業を行おうとするとき、事前にその旨を町長に報告しなければならない。その場合、町長は、補助事業者に対し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年7月19日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和5年6月5日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和6年6月25日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1 交付対象者区分

区	分	要件
1	新たに創業する者	(1) 実店舗を設置し、年間200日以上の営業計画がある。
		(2) 主たる収入が創業する事業である。
		(3)創業後1年未満である。
2	第二創業をする者	(1) 当該年度当初の6月前から当該年度末の間に事業承継を行い
		(高浜町内事業者の事業承継に限る。)、当該年度内に既存事業
		以外の新事業を開始する。
		(2) 先代が行っていた既存事業とは異なる事業 (業種は日本標準産
		業分野の分類による。)を行うこと。
3	更なる店舗を	(1)実店舗を設置し、年間200日以上の営業計画がある。
	増やす者	(2) 主たる収入・補助対象店舗が日本標準産業分類中分類 56~
		60.75.76.78 であって、町内の周遊拠点となるような集客のあ
		る店舗である。
		(3)既に実店舗で年間200日以上の営業・集客・売上実績がある。

別表2 支援事業審査会審査基準

審査項目	審查基準
1. 事業の意義・効果	(1)事業の目的が的確で、目標は具体性があり実現的なものか。
	(2)市場ニーズに合致し、大きな成長が見込まれる事業内容であるか。
	(3)年間をとおした営業計画があり、店舗を設け、集客・売上が見込
	まれる事業内容であるか。
	(1)事業主自らが主体的に本気で取り組む姿勢を有しているか。
2. 事業の実現可能性	(2) 販路もしくは取引先があり、商品等を安定的に供給できる体制が
	整っているか。
	(3) 事業者に商品・サービスの開発、営業、品質管理などの計画が具
	体的で経営的感覚を有しているか。
	(1) 事業成果に相応の収益が見込まれ、事業継続の見込があるか。
3. 事業の収益性	(2) 自立的に事業活動を継続していく将来ビジョン・経営者としての
及び継続性	能力を有しているか。
4. 資金調達能力	(1)事業に要する自己資金等の調達が可能であるか。
5. 地域への貢献性	(1)雇用の拡大に繋がるか。

(2)地域の経済活性化に寄与できるか。
(3)町民や観光客の集客の工夫がされているか。
(4) 創業にかかる事業の発注を町内に主たる事業所を置く事業者を選
定しているか。